

議案第 4 4 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、電気自動車等の充電のための急速充電設備に係る設置要件の緩和が図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 電気自動車等の充電のための急速充電設備に係る設置要件の緩和等（第 1 1 条の 2 関係）

(1) 急速充電設備の対象範囲の変更

急速充電設備の対象となる要件を次のとおり変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
充電の対象	電気を動力源とする自動車、 原動機付自転車、船舶、航空 機その他これらに類するもの	電気を動力源とする自動車又 は原動機付自転車
設備の形式	コネクター型	—
設備の規模	上限なし (全出力 2 0 キロワット以下 のものを除く。)	全出力 2 0 0 キロワット以下 (全出力 2 0 キロワット以下 のものを除く。)

(2) 位置、構造及び管理の基準の整備

(1)による急速充電設備の対象範囲の変更に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理の基準を整備することとする。

2 防火対象物内における喫煙所等の標識の見直し（第 2 3 条及び別表第 7 関係）

防火対象物内における禁煙、火気厳禁及び喫煙所に係る図記号による標識は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するもの（従前は、条例で定める図記号）によることとする。ただし、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合については、同法の規定によることとする。

[適 用]

- 1 急速充電設備に係る設置要件の緩和等
令和 5 年 10 月 1 日
- 2 上記以外
公布の日